

貸借対照表の注記

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 8年～39年 |
| その他 | 5年～20年 |
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
7. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)(に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)(に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)(に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定することとしております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資統括部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理統括部資産査定課が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等のうち、一定の条件に該当する債務者については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は438百万円であります。
9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 10-1. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 数理計算上の差異 | 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から損益処理 |
|----------|--|
- 10-2. 当庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(2025年3月31日現在)
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,796,855百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,828,746百万円 |
| 差引額 | △31,890百万円 |
- ②制度全体に占める当庫の掛金拠出割合(2025年3月31日現在) 0.6194%
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7ヵ月の元利均等定率償却であり、当庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金118百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当庫の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為

- スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
15. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として受入為替手数料及びその他の受入手数料があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
16. 有形固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用に計上しております。
17. 投資信託及び外国証券の解約における解約益は有価証券利息配当金に、解約損は国債等債券償還損に計上しております。
18. 会計上の見積りにより当事業年度の財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- (1)貸倒引当金 6,617百万円
- ①金額の算出方法
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として8.に記載しております。
- ②金額の算出に用いた主要な仮定
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。
- 「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、要管理先に係る債権については対象先の件数が少なく、債権額から回収可能見込額を控除した残額(以下、「未保全額」という。)(が大きい一部の先の債務者区分の変動によって貸倒引当金の算定に用いる予定損失率が大きく変動し、総体として適正な水準の引当を安定的に行うことが困難な状況にあるため、従来の算定方法に加えて、貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす一部の先について、未保全額に一定の損失率を乗じた金額を加算し、貸倒引当金を計上しております。破綻懸念先に係る債権については、一定期間にわたって業績回復の見通しが立たない債務者の存在も考慮したうえで予想損失率を設定し、貸倒引当金を計上しております。
- ③翌事業年度の財務諸表に与える影響
- 個別貸出先の業績変化等、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度の財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
19. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権債務はありません。
20. 子会社等の株式又は出資金の総額 158百万円
21. 子会社等に対する金銭債権総額 675百万円
22. 子会社等に対する金銭債務総額 122百万円
23. 有形固定資産の減価償却累計額 5,336百万円
24. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 3,004百万円 |
| 危険債権額 | 23,549百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 一百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 2,020百万円 |
| 合計額 | 28,574百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
25. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は853百万円であります。
26. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 預け金 | 0百万円 |
| 有価証券 | 68,114百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 0百万円 |
| 借入金 | 58,100百万円 |
- 上記のほか、為替決済の取引の担保として預け金50,000百万円、収納金事務取扱の担保として現金0百万円を差し入れております。
27. 出資1口当たりの純資産額3,790円80銭
28. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
- 当庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、お客さまに安全で便利な預金や使い勝手の良い融資などの提供を、また市場運用業務においては、債券を中心として安全性と流動性の確保を基本とした運用をすべく「ALM委員会規程」、「経営戦略

会議規程」及び「資金運用規程」等の諸規程に基づいて、金利変動などによる不利な影響が生じないよう資産及び負債の総合的管理を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。

なお、デリバティブ取引には外国為替業務の一環で行っている先物為替予約があり、為替リスクに晒されておりますが、外国為替持高の管理及び持高調整を行うことにより、当該リスクを回避しております。これらはヘッジ会計を適用しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当庫が抱えるリスク全体を総合的に管理することを目的として、理事長、専務理事、常務理事、理事及び本部各部長が出席するリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会はリスク・カテゴリ毎にリスク管理部会を設置しており、各リスク管理部会は「リスク管理基本規程」に基づき担当するリスクの重要性を認識し、リスク管理能力の向上に努めております。リスク管理委員会では、当庫のリスク管理態勢について、リスクの重要性及び緊急性に応じて計画的に整備が図られているか等を協議・検討しております。また、委員会における協議・検討の結果は、理事会に報告することとしております。

①信用リスクの管理

当庫は、信用リスクに関する管理諸規程に基づき、信用リスク管理の一環として融資審査会、経営改善指導会議及び信用リスク管理部会を設置しております。融資審査会は、理事長、専務理事、常務理事及び融資統括部長が出席して、通常週1回開催し、担当役員の決裁権限を越える融資案件の審査、与信残高が一定額を超える同一グループの基本方針など融資に係る重要案件についての決裁等を行っております。経営改善指導会議は、理事長、専務理事、常務理事及び融資統括部長が出席して、積極的に経営改善支援を行っていく先や問題債権先について定期的に業況をモニタリングし対応を検討しております。また、信用リスク管理部会は、理事長、専務理事、常務理事、理事及び融資統括部長が出席して、経営方針及び信用リスク管理方針に従って各所管部門が抱える信用リスクの把握や管理方法等について協議・検討しております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当庫は、統合的リスク管理の中で自己資本との比較・検討から金利リスクを管理しており、理事長、専務理事、常務理事、理事及びリスク管理統括部長が出席する市場リスク管理部会において、市場リスク管理の実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

(ii)為替リスクの管理

当庫は、為替の変動リスクに関して、外国為替持高については、為替変動リスク回避のため、極力売却・買持が等しいスクウェアを原則としており、直先総合持高を極力スクウェアに調整することにより管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余資運用の基本方針に基づき、理事長、専務理事、常務理事、リスク管理統括部長及び資金証券部長が出席する資金運用会議において投資戦略を策定し実施しております。また、ポートフォリオのリスク・リターンの状況については市場リスク管理部会において分析・検討・協議を実施しております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、先物為替予約とALMの一環として金利スワップ取引があります。先物為替予約は、外国為替業務取扱規程に基づき取引の執行、事務管理を実施しております。金利スワップ取引は、金利スワップ取引取扱要領に基づき取引の執行、事務管理を実施することとしておりますが、当事業年度において取扱いはありません。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当庫において、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券、貸出金、預金積金及びデリバティブ取引であります。

当庫では、これらの金融資産及び金融負債について、有価証券のうち債券、上場株式、投資信託及び信金中央金庫優先出資証券の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当庫のVaRは分散共分散法(保有期間1ヵ月、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、2026年3月31日現在で4,887百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

預け金、貸出金、預金積金及びデリバティブ取引は、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第8号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合の金融商品の時価は16,838百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、

算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当庫は、預金量の0.6%を目安として現金配備を行うほか、支払い準備資産を重視して第一線準備率の目安を10%として流動性リスクの管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

29. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、外国為替(資産・負債)は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	198,423	195,205	△3,217
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	22,647	21,385	△1,262
その他有価証券(*3)	251,244	251,244	—
(3) 貸出金	408,016		
貸倒引当金(*1)	△6,611		
	401,404	397,291	△4,113
金融資産計	873,719	865,127	△8,592
(1) 預金積金	824,888	821,607	△3,281
(2) 借入金	58,100	57,867	△232
金融負債計	882,988	879,474	△3,513
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	0	0	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(※3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金及び残存期間が1年以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が1年超の預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。仕組預け金については、取引金融機関から提示された価格を時価としております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。なお、有価証券に関する注記事項については30. から 32. に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(OIS SWAP)で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(TONA、OIS SWAP)を用いております。

(2)借入金

借入金のうち、残存期間が1年超のものについては、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、先物為替予約であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（※1）	158
非上場株式（※1）	35
組合出資金（※2）	1
信金中央金庫出資金（※1）	4,526
合 計	4,722

（※1） 子会社・子法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（※2） 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（注3） 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金（※1）	77,000	10,000	10,000	—	—	29,500
有価証券（※1）						
満期保有目的の債券	4,100	2,100	2,900	2,500	2,200	8,900
その他有価証券のうち満期があるもの	6,000	8,200	19,000	16,393	12,100	164,200
貸出金（※2）	69,341	45,478	35,779	35,005	31,257	149,802
合 計	156,441	65,778	67,679	53,898	45,557	352,402

（※1） 預け金及び有価証券のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

（※2） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4） 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金積金（※1）	638,046	75,023	91,596	1,868	18,155	198
借入金	51,300	6,800	—	—	—	—
合 計	689,346	81,823	91,596	1,868	18,155	198

（※1） 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、32.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地方債	3,509	3,421	△ 88
	社 債	16,637	15,694	△ 943
	その他	2,500	2,269	△ 230
	小 計	22,647	21,385	△ 1,262
合 計		22,647	21,385	△ 1,262

その他有価証券 (単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	2,111	1,213	898
	債 券	462	376	85
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社 債	462	376	85
	その他	7,878	6,674	1,203
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	10,453	8,265	2,187
	株 式	381	412	△ 30
	債 券	88,613	113,414	△ 24,801
	国 債	43,240	59,491	△ 16,251
	地方債	645	799	△ 154
	社 債	44,727	53,123	△ 8,396
合 計	その他	151,796	168,416	△ 16,620
	小 計	240,791	282,244	△ 41,452
合 計		251,244	290,509	△ 39,264

31. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	2,367	626	△ 39
債 券	10,185	—	△ 2,708
国 債	8,736	—	△ 2,676
地方債	1,026	—	△ 26
短期社債	—	—	—
社 債	421	—	△ 5
その他	7,603	921	△ 228
合 計	20,156	1,548	△ 2,976

32. 減損処理を行った有価証券
有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって

貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末において時価が簿価の50%程度以上下落したこと又は事業年度末において時価が簿価のおおむね30%以上50%程度未滿下落した場合で過去の一定期間の時価の推移や発行会社の業績の推移・信用度を考慮の上、時価の回復が認められないと判定した場合であります。

33. 当座貸越契約(含む総合口座)及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、お客さまからの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、88,887百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが15,415百万円あります。また、これらの契約は、融資実行されない場合も多く含まれており、融資未実行残高そのものが必ずしも当庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

なお、これらの契約の大半は定期性預金を担保とした総合口座、保証会社が保証するローンが占めております。それ以外の契約については、必要に応じて定期預金等の担保の徴求や信用保証協会の保証を付けることで、与信保全上の措置等を講じております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,634百万円
減価償却損金算入限度超過額	105
固定資産減損損失	214
賞与引当金	101
その他有価証券評価差額金	11,252
その他	420
繰延税金資産小計	13,728
評価性引当額(注)	△10,920
繰延税金資産合計	2,808

繰延税金負債	
前払年金費用	△235
その他	△0
繰延税金負債合計	△235
繰延税金資産の純額	2,572百万円

(注) 当事業年度において評価性引当額が前事業年度比2,190百万円増加しています。この増加の主な要因は、その他有価証券評価差額金に係る評価性引当額が増加したことに伴うものです。

35. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項
企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債は該当ありません。

損益計算書の注記

注 1. 記載金額は百万円未滿を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 16,922千円
子会社との取引による費用総額 243,557千円
3. 出資1口当たり当期純利益金額 363円36銭
4. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、666,327千円であります。
5. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。